

# 令和7年度棚田地域活性化業務委託仕様書

## 1 業務名

令和7年度棚田地域活性化業務委託

## 2 目的

美しい日本の原風景である棚田は、食料生産の重要な現場であることに加え、災害防止や水源涵養、生物多様性など、多面的な機能を有している。

しかしながら、棚田が多く分布する中山間地域は、人口減少による過疎化や高齢化等により、担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻な状況であり、多くの地域で棚田の維持及び保全が困難な状況である。

このため、棚田地域と将来を担う若者との交流を図り、若者との協働による棚田の維持・保全及び棚田地域の活性化に資する取組や、若者が継続的に棚田地域へ関わる仕組みづくりを検討することで、関係人口の拡大を目指すとともに、先人から受け継がれてきた地域の貴重な財産である棚田を守り、次世代に引き継いでいく。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木曜日）まで

## 4 業務内容

本業務では、棚田地域と将来を担う若者である学生が、棚田地域の活性化に資する取組を継続的に実施できるための仕組みづくりを検討します。

### (1) 事前調整

#### ア 受入団体との調整

- ・三重県内における棚田地域（別紙）の受入団体と打合せを行い、学生の現地調査に向けて必要な調整を行うこと。
- ・なお、発注者から受入団体に対し、本業務の趣旨は連絡済みであり、学生の受入が可能であることは確認済みである。
- ・受入団体の具体的な連絡先については、発注者と受託者が本業務の契約を締結した後、発注者から受託者に伝えるものとする。
- ・発注者から受入団体には、本業務については説明していないため、受託者が説明すること。
- ・受入団体は、学生に対し、立入可能な場所を地図等で示すこと。
- ・受入団体は、学生の現地調査に同行し、説明することが可能。

#### イ 参加者の募集及び決定

- ・参加者は、地域づくりや地域の活性化に関心がある県内外の大学生（短期大学生及び大学院生も含む）、高等専門学校生又は専門学校生とする。
- ・参加者については、受託者において募集及び確保すること。
- ・参加者は棚田地域1地域当たり1名以上かつ参加者総数は3名以上とすること。
- ・受託者は、あらかじめ参加者から次の了解を得ること。
  - 参加者の氏名、所属学校、現地調査の内容、参加者交流会の内容、プレゼンテーション内容を、受託者が発注者に伝えること。
  - 発注者は、棚田の維持保全及び棚田地域の活性化のため、上記の情報を収集するものであること。

- (2) 棚田地域の現地調査
  - ・参加者による棚田地域の現地調査を実施すること。
  - ・現地調査において、参加者は、現状と課題、地域の持つ強みと弱み、地域資源等の把握を行うこと。
  - ・参加者の調査が効果的なものになるよう、受託者は、必要に応じて助言やサポートを行うこと。
  - ・受託者は、学生との協働活動に対する地域のニーズを聞き取ること。
  - ・受託者は、参加者と受入団体との交流を図ること。
- (3) 参加者交流会の開催
  - ・受託者は、参加者同士の交流と意見交換のため、参加者を対象とした交流会を開催すること。オンライン形式も可とする。
  - ・参加者は、上記(2)の現地調査で得られた結果を基に、意見交換を行うこと。
  - ・受託者は、参加者のニーズ(取り組んでみたい地域活動)を聞き取ること。
  - ・受託者は、参加者のニーズを踏まえた上で、参加者のアイデアが地域のニーズに沿うようなものとなるようアドバイスを行うこと。
- (4) 受入団体と参加者による意見交換会の実施
  - ・受託者は、上記(3)で参加者が検討したアイデアや企画について、参加者が受入団体へプレゼンし、両者が意見交換を実施する場を設けること。
  - ・意見交換会により、次年度以降の協働活動が地域と参加者双方の求めるものとし、目指す姿について両者が共通認識を持つようにすること。
  - ・受託者は、次年度以降に取り組む協働活動の内容について検討すること。
- (5) 今後の取組展開方向の検討
  - ・受託者は、来年度以降、協働活動を実施する場合を想定し、継続的な活動に向けて、効果的な企画や連携の仕組みを発注者へ提案すること。
- (6) その他
  - ・参加者の移動手段については、受託者が参加者の送迎を行うこと。
  - ・参加者全員に傷害保険へ加入させること。保険料は委託料に含むこと。

## 5 三重県に納品する成果品

受託者は、契約期間内に、「業務完了報告書」を作成し、発注者へ提出すること。

- (1) 提出形式
  - ・電子データ (Word、Excel 等で作成)
- (2) 業務完了報告書の内容
  - ・参加者の氏名、所属学校、本業務において訪問した棚田地域の名称、訪問日
  - ・4(3)の参加者交流会の実施日
  - ・4(4)のプレゼンテーションの内容
  - ・4(4)の検討結果
  - ・4(5)の提案

## 6 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (3) 委託期間内においては、必要に応じてその都度、発注者との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。オンラインの活用も可能とする。
- (4) 本契約に基づく成果品の所有権は、発注者へ成果物の引き渡し完了したときに、

発注者に移転するものとし、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果品の引き渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作権者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

- (5) 上記（4）にかかわらず、成果品のうち、参加者が著作者であるものについては、当該参加者が引き続き著作権を有する。
- (6) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので、留意すること。
- (8) 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がその費用を負担するものとし、その損害額は、発注者と受託者が協議して定める。
- (9) 発注者は必要に応じ、受託者に対し状況確認を行うことができるものとする。
- (10) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議すること。

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が、上記（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。
- (3) 契約締結権者（発注者）は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第80条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (4) 契約締結権者（発注者）は、受託者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収する。
- (5) 契約締結権者（発注者）は、受託者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収する。
- (6) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによる。規則は、以下のURLからご参照ください。

[三重県ホームページ「三重県法規集」]

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=28&fromJsp=SrMj>